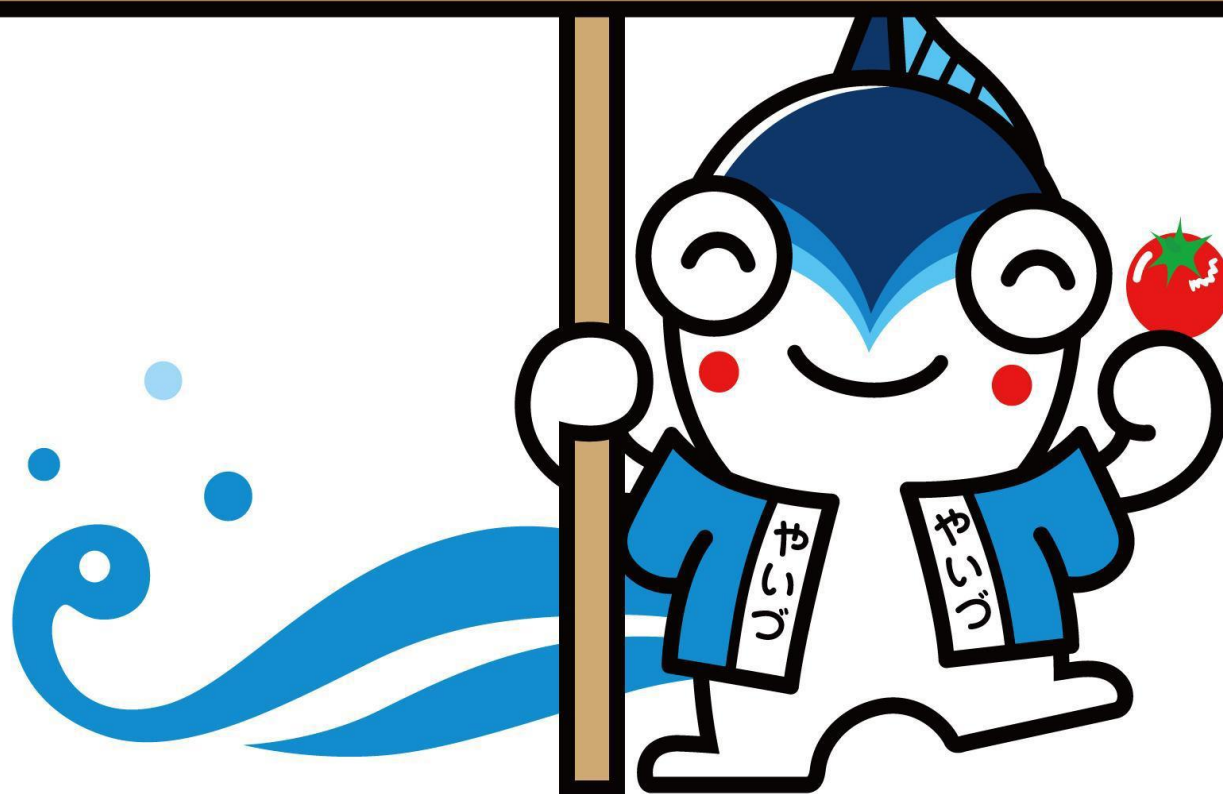


焼津市役所地球温暖化防止実行計画
(事務事業編)
— 第6期計画 —



焼 津 市

2022年3月

目次

第1章 実行計画策定の背景	
1 世界の動向	2
2 日本の動向	2
第2章 基本的事項	
1 実行計画策定の目的	4
2 位置付け	4
3 これまでの取組の経緯	5
4 実行計画の期間	6
5 実行計画の範囲	6
6 対象とする温室効果ガス	6
第3章 焼津市役所の現状	
1 温室効果ガス排出状況	7
2 部門ごとの二酸化炭素排出状況	8
3 エネルギー種別ごとの活動量の状況	9
第4章 基準年度及び目標	
1 基準年度及び温室効果ガスの総排出量に関する目標	10
2 エネルギー種別ごとの活動量の目標	10
第5章 取組内容	
1 省エネルギーへの取組	11
2 省資源への取組	12
3 物品購入等に関する取組	12
4 廃棄物削減・リサイクルへの取組	13
5 設備や機器の導入・更新にあたっての取組	14
6 事務局の取組	15
第6章 進行管理	
1 推進体制	16
2 進捗管理	17
3 点検・評価	18
4 職員に対する研修等	18
5 内部監査の実施	18
6 公表	18
資料編	
1 焼津市役所地球温暖化防止実行計画等の対象範囲	19
2 使用した排出係数	22
3 用語解説	23
4 参考とした資料	25

第1章 実行計画策定の背景

1 世界の動向

地球温暖化は、温室効果ガスの増大により気温の上昇を招き、陸域の減少(海面上昇)、豪雨や干ばつなどの気候変動の増加、生態系への影響や感染症の増大など、様々な影響を引き起こす可能性が指摘されています。温室効果ガスの発生は、私たちの日常生活や事業活動で消費するエネルギー等に起因するものであり、地球温暖化を防止するためには、これらのエネルギー等の消費について様々な対策を組み合わせ、温室効果ガスの排出削減を進める必要があります。

2015年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。パリ協定は、産業革命前からの気温上昇を2℃未満にすることを目標にしているもので、全ての国が参加する公平な合意です。

2019年12月、新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、感染は急速に広がり、世界中で大きな影響を与えています。私たちの生活でも、感染拡大防止のため外出自粛をしたり、テレワークやオンライン会議を実施したりするなど、ライフスタイルが大きく変化しました。

気候変動問題と新型コロナウイルス感染症は相互に深く関連しており、環境・経済・社会を統合的に向上する社会変革、生物多様性の保全や自然との共生が危機を乗り越えるために不可欠であると考えられています。また、私たち一人一人のライフスタイルの転換も重要です。

2 日本の動向

日本では1999年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国・地方自治体・事業者及び住民それぞれの責務を明らかにするとともに、地方自治体に「温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画」の策定を義務づけました。

政府は、パリ協定に基づいて新たな地球温暖化対策計画を策定し、2016年5月に閣議決定しました。新たな計画では、長期的な目標として国内の温室効果ガス排出量を2050年までに2013年度比80%削減、中期的な目標として2030年度までに同26.0%削減することが示されました。

2020年10月、菅前首相は、就任後初の所信表明演説で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。また、2021年4月には地球温暖化対策推進本部を開き、国内の温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で46%削減とすること、さらに50%の高みに向けて挑戦し続けることを表明しました。

2021年12月、岸田首相は、第207回国会の所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル及び2030年度の46%排出削減の実現に向け、再エネ最大限導入のための規制の見直し、及びクリーンエネルギー分野への大胆な投資を進めることを表明しました。

政府は、地球温暖化対策計画を5年ぶりに改定し、2021年10月22日に閣議決定しました。この計画は、新たな削減目標も踏まえて策定されたものです。二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、2030年度目標の達成に向けた対策や施策が示されています。

2050年ゼロカーボンシティ

ゼロカーボンシティとは、「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とする」ことを表明している都道府県や市町村のことです。

地球温暖化による気候変動の影響は既に世界各地で起きており、すぐに取り組まなければならない喫緊の課題です。現在、気候変動問題に取り組むべく多くの自治体が「ゼロカーボンシティ」を表明しています。

本市においてもこれらの趣旨に賛同し、地球温暖化対策に取り組むべく2021年3月8日に、中野弘道市長が「ゼロカーボンシティ」を表明しました。



持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs)

SDGsは2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標で、17のゴールと169のターゲット(※17ゴール詳細は23ページ参照)から構成されています。これらのゴールは全て、直接的・間接的に環境問題等との関わりがあります。

焼津市においても、SDGsの取組を推進していきます。



出典:国際連合広報センターホームページ「2030アジェンダ」

クールチョイス (賢い選択)

クールチョイスとは、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減のため、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買い換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの転換」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

焼津市はクールチョイスに賛同し、取組を推進しています。

【クールチョイスの例】

- ・自家用車以外（公共交通機関、自転車、徒歩など）の手段によるエコ通勤
- ・加減速の少ない運転などによるエコドライブ
- ・蛍光灯からLEDに切り替えるなどの省エネ機器の導入
- ・高断熱、省エネ住宅への買い換えや、省エネリフォーム
- ・適正な室温で過ごすためのクールビズ、ウォームビズ



出典:環境省ホームページ「COOL CHOICEとは」

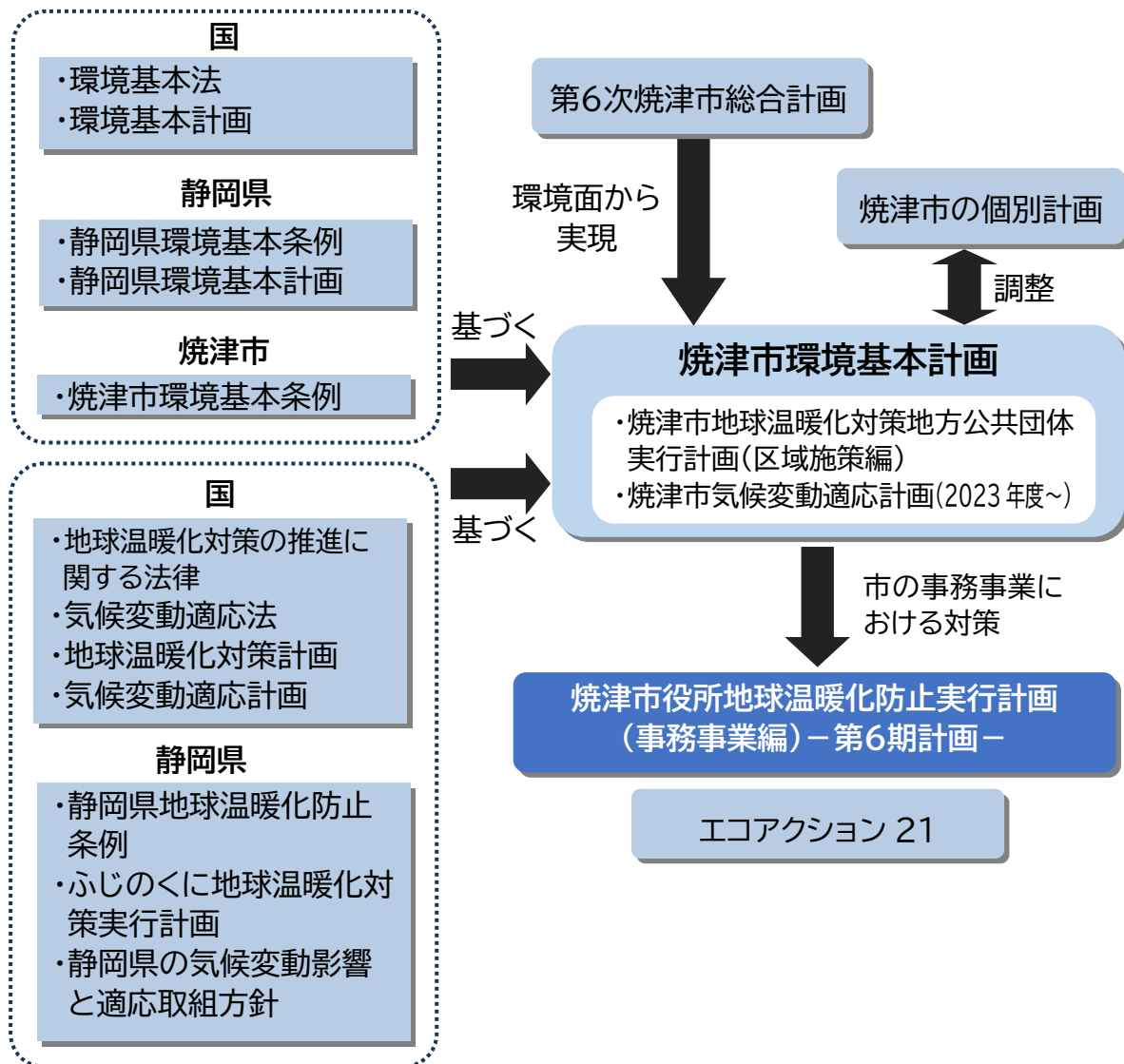
第2章 基本的事項

1 実行計画策定の目的

焼津市役所では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減(抑制)することを目的に、「焼津市役所地球温暖化防止実行計画(事務事業編)―第6期計画―」(以下、「本実行計画」という。)を策定し、地球温暖化対策の推進を図ります。

2 位置付け

本市では、焼津市環境基本条例第7条に基づく環境基本計画を定め、区域の環境保全と環境創造を推進しています。本実行計画は、環境基本計画に基づく地球温暖化対策の焼津市役所の率先的な行動を示すものであり、次の位置付けになります。



3 これまでの取組の経緯

これまでの取組の経緯、今後の予定は次のとおりです。

時期	市域全体の計画等	市役所の計画・動き
1998年		「焼津市環境にやさしいオフィス推進プラン」策定
2001年4月 7月	「焼津市環境基本条例」制定	「環境にやさしい地球温暖化防止実行計画」策定
2003年3月	「第1次焼津市環境基本計画」 (計画期間 2003年～2012年) 策定	第1期計画 2001年～2005年
2006年3月 2009年10月		第2期計画 2006年～2010年 エコアクション21の取組開始 (2010年10月認証取得)
2011年3月		名称を「焼津市役所地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」とし、第3期計画を策定
2013年3月	「第2次焼津市環境基本計画」 (計画期間 2013年～2022年) 策定 (本計画に「地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」を含む)	第3期計画 2011年～2012年 第4期計画 2013年～2017年 環境基本計画の策定に伴い、 目標を見直し
2017年3月	市域の目標：2020年度までに、2009年度の温室効果ガス排出量から23.0%削減する。	市役所の目標：2017年度までに、2009年度の温室効果ガス排出量から15.0%削減する。
2018年3月	「第2次焼津市環境基本計画」及び「地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」の見直しを行い、「第2次焼津市環境基本計画(後期計画)」を策定	1年繰り上げ、第5期計画を策定
2021年4月	「第3次焼津市環境基本計画」を2021年度から2022年度にかけて策定	第5期計画 2017年～2021年 市役所の目標：2020年度までに、2013年度の温室効果ガス排出量から10.0%削減する。※国の「地球温暖化対策計画」の見直し時期が2021年となることに合わせ、計画期間を1年延長し、12.0%削減することを目標とした。
	市域の目標：2030年度までに、2013年度の温室効果ガス排出量から26.0%削減する。	第6期計画 2022年～2026年 市役所の目標：2030年度までに、2013年度の温室効果ガス排出量から46%削減する。

対象施設の範囲を拡大しながら
更新審査を受審し、取り組みを継続



4 実行計画の期間

2022 年度から 2026 年度までの5年間を計画期間とします。

2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第5期計画 (2017~2021)					第6期計画 (2022~2026)				
第2次焼津市環境基本計画 (2013~2022)						第3次焼津市環境基本計画 (2023~)			

第5期計画は 2020 年度までの計画期間でしたが、2020 年9月に国が「地球温暖化対策計画 (2016 年5月閣議決定)(以下「国の計画」という)」の見直しに着手し、2021 年 11 月に開催のCOP26 までに国連に提出することが公表されたことから、国の計画と整合を図るため、第5期計画の計画期間を1年延長し、第6期計画策定を 2021 年度に行うこととなりました。

計画期間を 2026 年度までの5年間とし、適宜見直しを行うこととします。

5 実行計画の範囲

焼津市役所が行う全ての事務及び事業を対象とします。(対象範囲は資料編を参照)

本実行計画は、指定管理者施設を対象に含めています。また、原則として民間事業者等に委託された事業等は対象外としますが、委託先等へは温室効果ガスの削減に必要な措置を講じるよう要請します。

6 対象とする温室効果ガス

本実行計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項が対象としている下記の7種類の温室効果ガスを対象とします。ただし、排出量が極めて少なく算定が困難なガス種を対象から除き、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボン(フロン)を算定の対象とします。

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多く、7種類の温室効果ガスの中では温室効果への影響が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 310 倍の温室効果がある。	
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 21 倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 140~11,700 倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。二酸化炭素と比べると重量あたり約 6,500~9,200 倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 23,900 倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。	

※本実行計画で対象とする温室効果ガスのうち、HFC 及び PFC は物質群であり、法の対象となる具体的な物質名は施行令第1条(HFC 13 物質)及び第2条(PFC 7物質)に掲げられています。

第3章 焼津市役所の現状

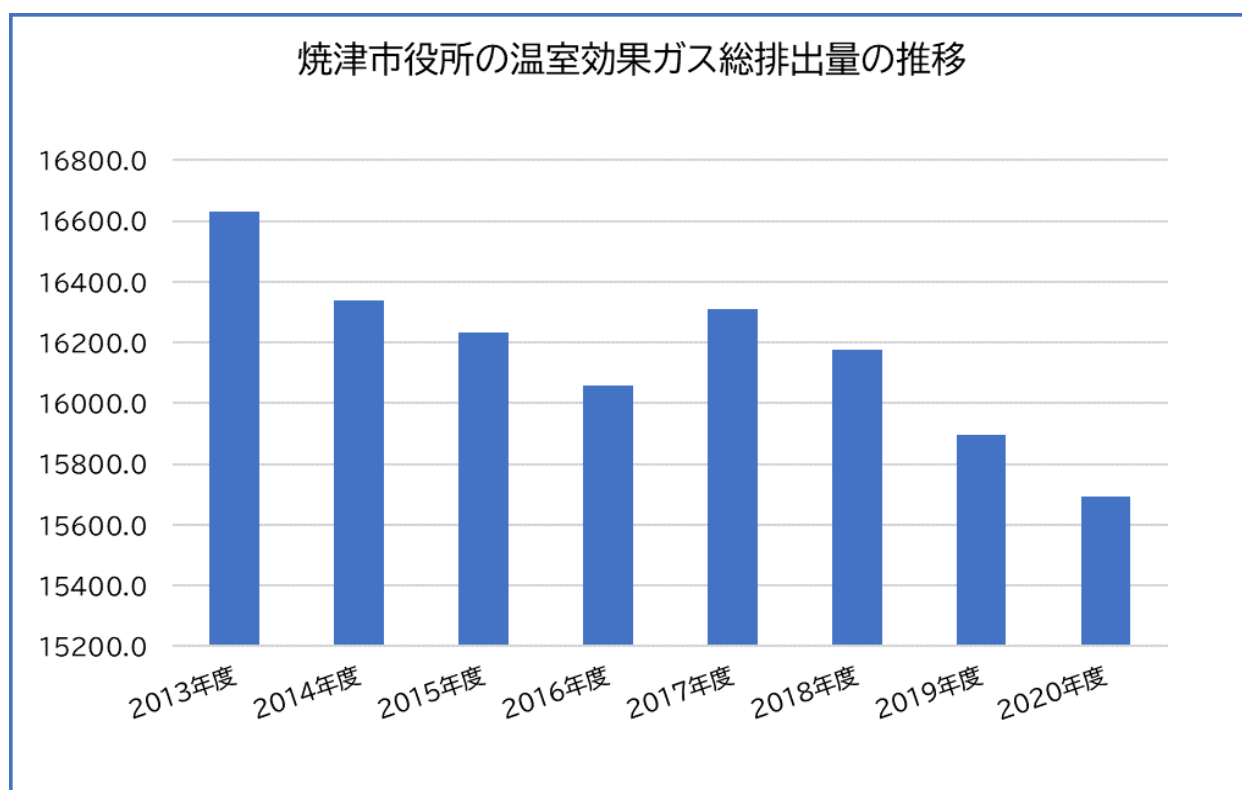
1 温室効果ガス排出状況

焼津市役所の温室効果ガス総排出量の98.13%を二酸化炭素が占めています。

焼津市役所の温室効果ガス排出状況

温室効果 ガスの種類	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	
	二酸化炭素 換算排出量 (トン)	二酸化炭素 換算排出量 (トン)	二酸化炭素 換算排出量 (トン)	構成比 (%)
二酸化炭素	15,883.2	15,600.1	15,400.8	98.13
一酸化二窒素	212.6	212.8	211.1	1.35
メタン	74.7	75.7	75.5	0.48
ハイドロフル オロカーボン	7.7	7.6	7.2	0.05
パーフルオロ カーボン	0	0	0	0.0
六ふっ化硫黄	0	0	0	0.0
三ふっ化窒素	0	0	0	0.0
総排出量	16,178.2	15,896.1	15,694.6	100.0

※端数処理により、合計値の小数点以下が合わない場合があります。



2 部門ごとの二酸化炭素排出状況

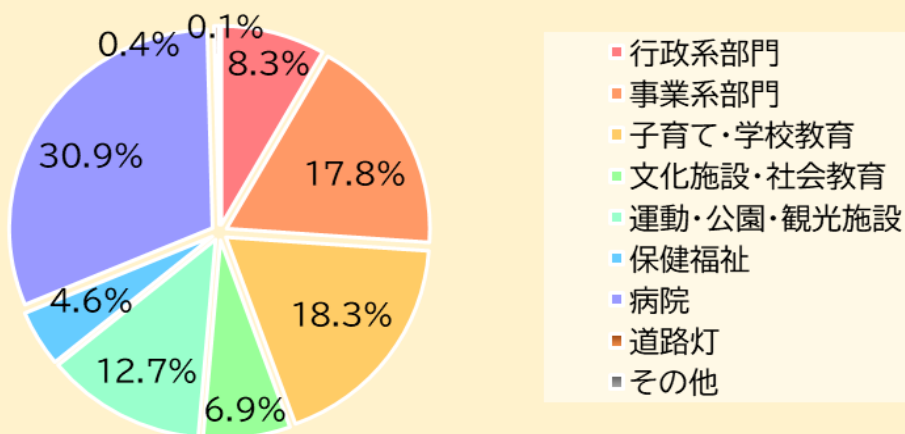
1の表のうち、二酸化炭素排出量の部門別、施設別排出量は下表のとおりです。

	2013年度 (H25年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	構成比	2013比
CO ₂ 排出量計 (t-CO ₂)	16,327.8	15,883.2	15,600.1	15,400.8	100%	-5.7%
行政系施設計	1,395.2	1,284.6	1,250.4	1,275.4	8.28%	-8.6%
本庁舎	382.4	362.6	324.3	326.4	-	-14.6%
大井川庁舎	202.9	166.0	170.0	176.2	-	-13.2%
水道庁舎	44.1	41.7	42.8	47.7	-	8.2%
消防関係施設	565.3	523.7	523.6	514.0	-	-9.1%
アトレ庁舎	163.7	157.8	157.8	187.0	-	14.2%
道路河川維持事務所	7.8	3.8	4.4	0.0	-	-100.0%
大井川港管理事務所	29.0	29.0	27.5	24.1	-	-16.9%
事業系施設計	3,229.6	3,107.5	3,017.2	2,744.5	17.82%	-15.0%
上水道配水場	1,576.1	1,443.6	1,412.3	1,447.2	-	-8.2%
下水道施設	1,221.8	1,258.2	1,210.0	900.2	-	-26.3%
※ 環境衛生	431.7	405.7	394.9	397.1	-	-8.0%
市民サービス系施設計	11,703.3	11,491.4	11,332.5	11,380.9	73.90%	-2.8%
子育て・学校教育	2,404.7	2,493.3	2,585.6	2,825.8	18.35%	17.5%
保育園	174.3	204.6	208.9	225.8	-	29.5%
幼稚園	44.5	41.8	39.2	41.1	-	-7.6%
とまとびあ	16.4	19.4	20.1	20.5	-	25.0%
小学校	862.0	896.8	966.3	1,109.0	-	28.7%
中学校	547.9	522.4	579.9	677.7	-	23.7%
給食センター	759.6	808.3	771.2	751.7	-	-1.0%
文化施設・社会教育	1,369.2	1,243.3	1,193.9	1,065.2	6.92%	-22.2%
文化会館・図書館等	890.4	760.8	728.1	581.0	-	-34.7%
公民館	211.0	243.7	246.7	253.2	-	20.0%
ディスカバリーパーク	267.8	236.7	216.9	226.1	-	-15.6%
ふれあいギャラリー	0.0	2.1	2.2	4.9	-	-
運動・公園・観光施設	2,272.6	1,997.4	2,057.4	1,960.8	12.73%	-13.7%
スポーツ施設	688.7	618.8	600.6	562.2	-	-18.4%
公園・広場	251.6	249.9	221.5	219.5	-	-12.8%
サンライフ	288.7	152.9	283.2	265.1	-	-8.2%
アクアスやいづ、うみえーる 深層水ミュージアム	986.9	927.1	887.1	848.2	-	-14.1%
観光施設	35.7	19.5	35.3	36.7	-	2.8%
駐車場・駐輪場	21.0	27.8	28.4	27.9	-	32.9%
河川・海岸トイレ	0.0	1.4	1.3	1.2	-	-
保健福祉	805.3	772.2	736.4	707.6	4.59%	-12.1%
保健センター	62.6	57.4	56.1	61.7	-	-1.4%
福祉施設	742.7	714.8	680.3	645.9	-	-13.0%
病院	4,851.5	4,807.2	4,701.4	4,757.6	30.89%	-1.9%
道路灯	0.0	177.6	56.7	55.7	0.36%	-
その他	0.0	0.4	1.1	8.2	0.05%	-

※「環境衛生」とは、環境管理センター小屋敷・大覚寺、田尻最終処分場、坂本・すみれ台・つつじ平コミュニティプラントを指します。

※端数処理により、合計値の小数点以下が合わない場合があります。

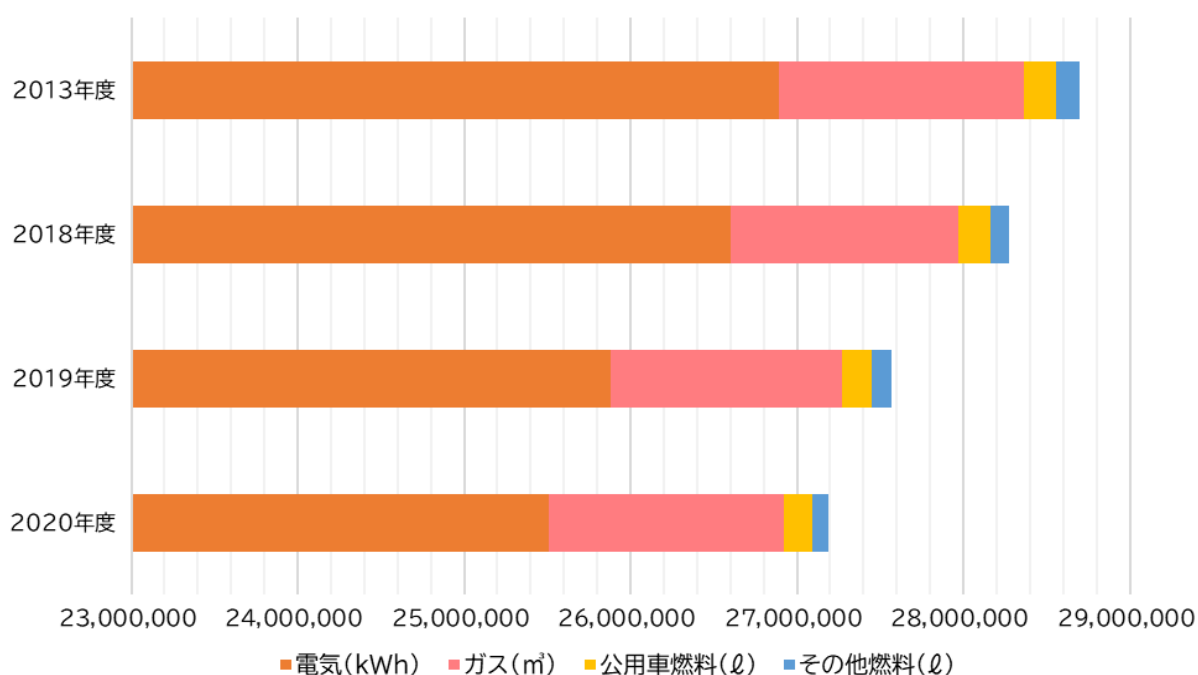
部門ごとのCO2排出状況(2020年度)



3 エネルギー種別ごとの活動量の状況

エネルギーの種類	2013年度 (H25年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2013年度比
電気(kWh)	26,891,807	26,598,429	25,881,810	25,512,351	-5.1%
ガス(m ³)	1,471,439	1,372,470	1,391,226	1,412,952	-4.0%
公用車燃料(ℓ)	192,640	190,805	178,116	166,472	-13.6%
その他燃料(ℓ)	144,950	110,397	118,937	96,656	-33.3%

エネルギー種別ごとの使用量の状況

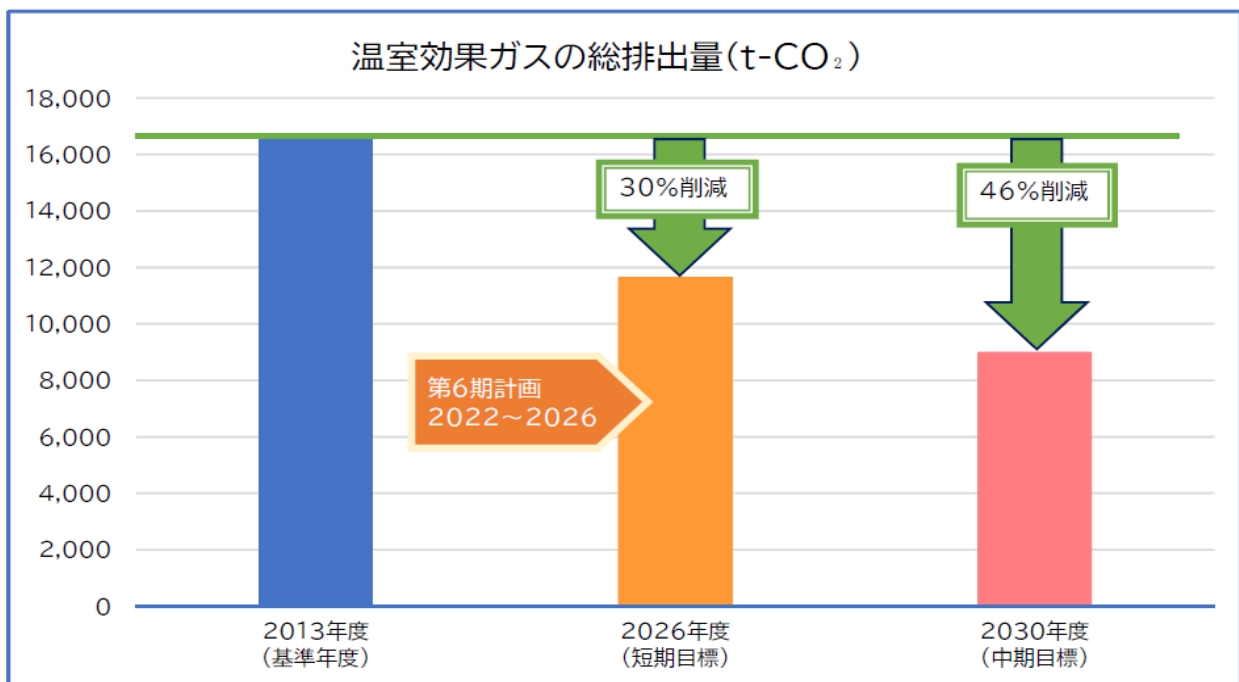


第4章 基準年度及び目標

1 基準年度及び温室効果ガスの総排出量に関する目標

本実行計画の基準年度は 2013 年度とします。また、焼津市役所の事務及び事業による温室効果ガスの総排出量を 2026 年度までに、2013 年度の総排出量から 30%削減することを短期目標とし、国の目標に合わせて 2030 年度までに 46.0%削減を中期目標とします。

	2013 年度 (基準年度)	2026 年度 (短期目標)	2030 年度 (中期目標)
温室効果ガスの 総排出量(t-CO ₂)	16,630.5	11,641.4	8,980.5
基準年度比	—	30%減	46%減



2 エネルギー種別ごとの活動量の目標

焼津市役所の温室効果ガス排出状況から、その発生源である電気の使用、冷暖房等燃料の使用、公用車の使用等について削減目標を設定します。

エネルギー の種類	2013 年度 (基準年度)	2026 年度 (短期目標)	2030 年度	
			(中期目標)	基準年度比
電気(kWh)	26,891,807	18,824,265	14,521,576	-46.0%
ガス(m ³)	1,471,439	1,030,007	794,577	-46.0%
公用車燃料(ℓ)	192,640	134,848	104,026	-46.0%
その他燃料(ℓ)	144,950	101,465	78,273	-46.0%

第5章 取組内容

焼津市役所の事務事業に関し、温室効果ガス排出抑制等のため以下のとおり取組を推進します。★印の取組項目(24項目)については、重点取組項目とします。なお、※印で示した用語は、23～25ページの用語解説(50音順)を参照してください。

1 省エネルギーへの取組

(1)電気の使用に関する取組

- ★会議室、トイレ等の照明は、使用后必ず消灯します。廊下や階段等の共有部分の照明、昼休みや晴天時の窓際などの照明は、公務に支障のない範囲で消灯します。
- ★時間外勤務時の照明は、必要最小限の範囲のみ点灯します。
- ★デスクトップディスプレイかタブレットパソコンの片方の画面のみで作業をしている場合は、もう片方の画面を消します。
- ★計画的な業務執行による残業時間の短縮、ノー残業デー(水曜日)の実施を徹底します。
 - パソコンやコピー機等は、省エネモードに設定します。
 - 特段の理由がない限りエレベーターは使用しません。
 - 夏季には、グリーンカーテンの設置や庁舎周辺の打ち水を行うことにより、温度上昇を抑える工夫をします。
 - 夏季は、ノーネクタイやノー上着、魚河岸シャツの着用など、クールビズを心がけます。
 - 冬季は、暖房に頼りすぎないよう衣服を工夫し、ウォームビズを心がけます。
 - 電気ポットの使用は原則として禁止する。

(2)公用車の使用・エコドライブに関する取組

- ★エコドライブ※を推進します。(タイヤの空気圧チェック、エアコンの適正使用、加減速の少ない運転など)
 - 電車やバスなどの公共交通機関の積極的な利用に努め、自動車の使用を抑制します。
 - 駐車時のアイドリングストップを徹底します。
 - 公用車の共同利用を推進し、自動車使用の削減に努めます。
 - 行先や走行距離を明確にし、3km以内であれば公用車は使用せず、自転車を積極的に利用します。また、行先が近場であれば、可能な限り徒歩での移動をします。

(3)その他

- ★通勤における自動車及びオートバイ等の使用を自粛するノーカーチャレンジ※を実施します。
 - 可能な場合は、テレワークやオンライン会議サービスを活用します。



2 省資源への取組

(1)用紙類の使用に関する取組

- ★原則として両面印刷、可能な限り縮小・集約印刷を行い、裏紙利用の徹底を図ります。
- ★ホームページや庁内イントラネットを活用して文書、資料、印刷物等の配布を抑制します。
やむを得ず配布する場合は、部数やページ数を必要最小限とします。
- ★会議資料や手持ち資料等は必要最小限とし、紙の減量化を図ります。集約印刷やタブレットパソコンを活用します。
- 積極的な電子メール利用による紙の減量化を図ります。
- コピー後は必ずリセットし、ミスコピーの防止に努めます。
- 文書チェックの徹底によりプリントミスを防止します。
- 形式的な添書や回答文書を廃止します。
- 余白を使用した簡易決裁を活用します。

(2)水の使用に関する取組

- 食器や器具等の洗浄や手洗い時は、節水に心がけます。
- 配管等の水漏れ点検を定期的に行い、安全に使用します。

(3)文具・事務用品等の使用に関する取組

- 文具等は、詰め換え可能品等を用いて長期間使用します。
- フラットファイル等は積極的に再使用に努め、安易に廃棄しないよう努めます。
- 未使用、遊休文具等は、庁内イントラネットを活用し、他課での有効利用に努めます。



3 物品購入等に関する取組

(1)グリーン購入の取組

- ★事務事業で使用する物品及び公用車等の購入にあたっては「焼津市グリーン購入基本方針」を基に策定した「焼津市グリーン購入重点調達品目、判断基準及び調達目標」の判断基準により、環境負荷の少ない製品の購入に努めます。

(2)環境配慮契約の取組

- ★電力契約にあたっては「焼津市電力の調達に係る環境配慮方針」により、環境に配慮した電力の選択に努めます。



4 廃棄物削減・リサイクルへの取組

(1) 廃棄物の減量とリデュース、リユースに関する取組

- ★資料・パンフレット・申請書類等は必要数量を作成し、ごみの発生抑制に努めます。
- ★マイバッグ、マイボトル等を利用します。また、利用促進のための啓発を行います。
- 本当に必要なものかをよく検討し、物品は計画的に購入します。
- 使い捨て容器や過剰包装の購入はできるだけ避け、リデュース(ごみの発生抑制)に努めます。
- できるだけ詰替用品を使用し、容器等のごみを出さないように努めます。
- 不要になった備品等でも使えるものであれば捨てず、必要としている人に譲り、リユース(再使用)に努めます。
- 事務機器、用品等の故障、不具合の際の修繕再利用を徹底します。
- 飲食等による個人のごみは持ち帰ります。
- 昼食等は食べきりを実践し、食品ロス※の削減に努めます。

(2) 資源化・リサイクルに関する取組

- ★メモや切れ端等の紙ごみのリサイクルを徹底します。
- 紙・容器包装プラスチック・缶・ビン類等、分別を徹底してリサイクルを推進します。
- 家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)及びパソコンの更新等について、リサイクルのための適正な処理をします。
- トナーカートリッジの回収等により、リサイクルを推進します。

(3) 公用車の廃車の段階における取組

- 買い替え又は廃車時は、リサイクルのための適正な処理をします。

(4) 修理・解体段階に関する取組

- ★フロンや代替フロンを使用している機器を修理又は廃棄する場合は、委託業者に適正に処理するよう指示します。
- 委託業者に施設解体廃棄物の資源化を指示します。



5 設備や機器の導入・更新にあたっての取組

(1)公共工事の設計段階における取組

★建物の高断熱・高气密化に努めます。

○適正な運搬車両台数・運転時間・運搬ルート等を検討し、工事車両からの温室効果ガスの排出抑制に努めます。

○自然環境の改変を抑制します。やむを得ず改変する場合は、回復・代償措置等により自然環境の保全を図ります。

○省エネルギー・省資源工法の検討を行い、その実施に努めます。

○排出ガス対策型など、環境に配慮した建設機械等の使用に努めます。

○建設廃棄物の発生を抑制する工法や資材の採用に努めます。

○コンクリート塊、アスファルト塊などの建設廃棄物の再利用や発生土砂の有効利用を推進します。

○透水性舗装や雨水浸透柵等の設置に努めます。

(2)高効率機器等の導入に関する取組

★エネルギー消費効率の高い熱源機や空調機器設備への更新に努めます。

★電力使用量等の見える化のため、デマンド監視装置※を設置し、適切な管理に努めます。

★照明を新規設置する場合は、LED照明にするよう努めます。

○エネルギー損失の少ない変圧器への更新に努めます。

○感知式洗浄弁、自動水洗等の節水設備の導入に努めます。

○トイレ及び散水等には、中水道※、雨水及び井水の利用に努めます。

○建物に関しては、再生資材やリサイクル可能な資材の利用、敷地内・壁面・屋上等の緑化に努めます。

(3)再生可能エネルギー等の導入

★災害に備えるため、自家発電及び自家消費を検討します。

★太陽光発電、太陽熱利用の導入に努めます。

★J-クレジット等※を活用したカーボン・オフセット※のサービス等の導入を検討します。

○風力発電、小水力発電、地中熱・温度差熱、バイオマス発電、バイオマス熱利用、その他市内に存在する未利用エネルギーの活用を検討をします。

(4)設備・機器等の使用に関する取組

★冷房時室温 28℃、暖房時室温 20℃を目安とし、適切な温度管理を徹底します。

○冷暖房の運転時間等を定め、空調の稼働時間の短縮に努めます。

○使用されていない部屋の空調は停止します。

○給湯設備は、原則として朝昼各 1 時間を目安に使用します。

(5)設備・機器等の保守・管理、運用改善に関する取組

★フロン排出抑制法に基づく簡易定期点検及び専門業者等による定期点検等適正な管理運営を実施します。

- 冷暖房の混合使用によるエネルギーの損失を防止します。
- 給排水ポンプの流量・圧力の適正化に努めます。
- 給湯温度・循水量の適正化に努めます。
- 公共施設に導入した太陽光発電システム等の保守点検を定期的実施します。



6 事務局の取組

事務局は、職員共通の取組の実践のほか、以下の取組も実施します。

- 省エネや設備導入補助などの情報を収集し、関係機関へ情報提供します。
- 各施設のエネルギー使用量等を取りまとめ、温室効果ガス排出量の算定を行い、各種報告を行います。
- 取組結果や目標の進捗状況を公表します。
- 事務事業による環境負荷低減のため、地球温暖化対策について検討し、取組の強化を図ります。
- 新規採用職員や環境推進員、内部監査員に対して研修を行い、環境意識を高めます。
- 職員へ環境に関する情報を提供し、意識の高揚を図ります。

取組内容の例



会議でのタブレット活用による
紙使用量の削減



庁舎に太陽光発電設備を導入し
庁内電力として使用

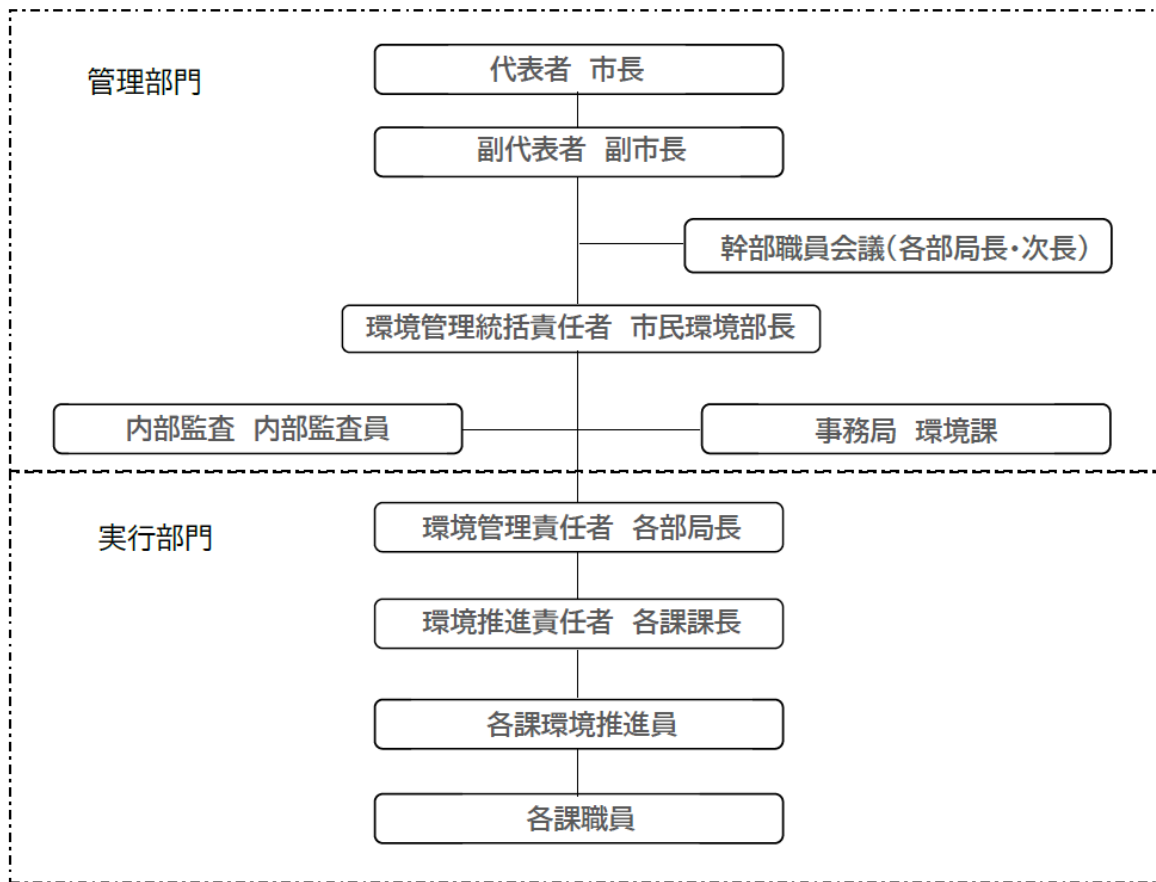
第6章 進行管理

1 推進体制

全庁が主体的に取り組むことを原則とします。構成と役割は次のとおりです。

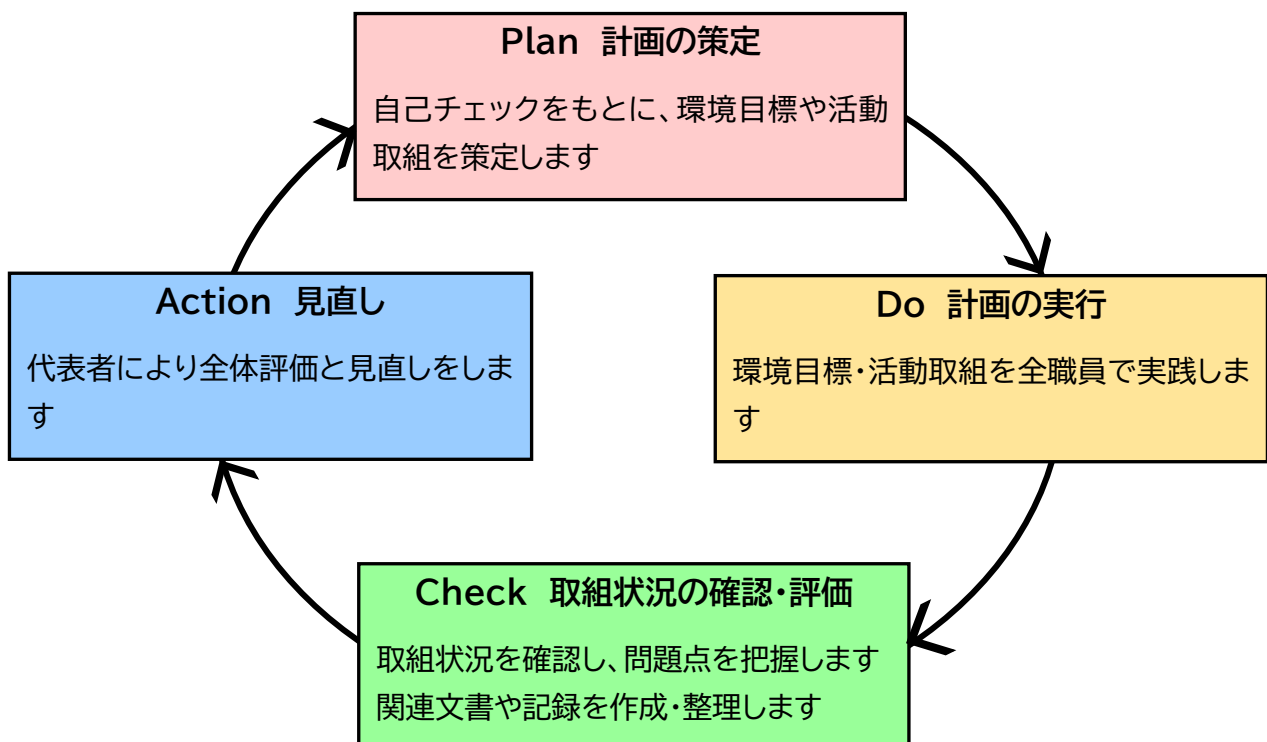
区分	該当者および該当組織	役割
代表者	市長	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の決定、変更 ●毎年度重点目標の決定等 ●副代表者は代表者の補佐
副代表者	副市長	
幹部職員 会議	焼津市幹部職員会議	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年度の実績評価 ●計画の実施、変更
環境管理 統括責任者	事務局を所管する担当部長	<ul style="list-style-type: none"> ●取組システムの総責任者 ●取組システムの構築、実施、管理
内部監査員	部局長から任命された者 (主任主査以上の環境推進員経験者)	<ul style="list-style-type: none"> ●各課等の取組活動に対する監査の実施
環境管理 責任者	部局長 (小中学校においては校長)	<ul style="list-style-type: none"> ●部局内の管理責任者 ●部局内における環境推進責任者に対する取組の指示 ●各課等の取組評価の確認
環境推進 責任者	課長 (小中学校においては教頭)	<ul style="list-style-type: none"> ●課内の事務・施設の管理責任者 ●環境推進員の指名及び指導 ●課内職員に対して取組の周知、徹底 ●取組に関する点検、確認、評価
環境推進員	各課及び公民館等施設から主査以上の職員1名 (小中学校においては教諭1名)	<ul style="list-style-type: none"> ●課内職員(校内)等への周知改善指導 ●実施状況の点検・確認、評価及び報告書の作成 ●行動の誘導、推進 ●実施状況の把握 ●研修会参加
職員	職員(非常勤職員及び会計年度任用職員を含む) (小中学校においては教諭、児童生徒、事務職員、業務員)	<ul style="list-style-type: none"> ●行動の実践 ●自己点検 ●具体的行動の提案
事務局	環境課	<ul style="list-style-type: none"> ●実績のとりまとめ ●先進事例・情報の収集・提供

推進体制図



2 進捗管理

進捗管理については、エコアクション 21 等環境マネジメントシステムを活用し、PDCA サイクルを回して実施します。



3 点検・評価

- (1) 環境推進員は、3か月ごとに報告書等の結果を環境推進責任者等に報告した後、事務局に提出します。
- (2) 事務局は、報告結果をとりまとめ、環境管理責任者会議及び幹部職員会議に報告し、幹部職員会議は、実施状況の点検・評価を行い、計画の推進と改善を図ります。環境管理統括責任者は、必要に応じ計画の変更を行います。
- (3) なお、集計結果から目標達成が困難であると認められる場合、省エネルギー・省資源の推進に関する診断を実施し、対策に努めます。

4 職員に対する研修等

- (1) 職員が、環境に関する研修・講演会・ボランティア活動などに参加しやすい職場づくりに努めます。
- (2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修機会の提供及び情報提供の積極的な実施に努めます。

5 内部監査の実施

エコアクション 21 の認証登録範囲において年 1 回、「焼津市エコアクション 21 システム内部監査実施要領」に基づく内部監査を実施します。

なお、内部監査を実施する監査員に対しては研修を実施します。

6 公表

- (1) 本計画の進捗状況及び市役所全体の取組状況について、年 1 回公表します。
- (2) 庁内イントラネットにて職員へ周知します。
- (3) ホームページ等に掲載し、市民へ公表します。

資料編

1 焼津市役所地球温暖化防止実行計画等の対象範囲

番号	施設名	EA21 認証 登録範囲	第5期実行計 画までの計画 範囲	第6期実行計 画からの計 画範囲	担当課
1	本庁舎	○	○	○	管財課
2	アトレ庁舎	○	○	○	こども相談センター
3	大井川庁舎	○	○	○	大井川市民 サービスセンター
4	水道庁舎	○	○	○	水道総務課
5	消防防災センター	○	○	○	防災計画課
6	小川保育園	○	○	○	保育・幼稚園課
7	石津保育園	○	○	○	
8	旭町保育園	○	○	○	
9	大井川保育園	○	○	○	
10	大富幼稚園	○	○	○	
11	東益津幼稚園	○	○	○	
12	さつき幼稚園	○	○	○	
13	静浜幼稚園	○	○	○	
14	静浜幼稚園下藤分園	○	○	○	
15	大井川西幼稚園	○	○	○	
16	大井川南幼稚園	○	○	○	子育て支援課
17	とまとぴあ		○	○	
18	ターントクルこども館	※今後追加する予定		○	健康づくり課
19	焼津市保健センター	○	○	○	
20	大井川保健相談センター	○	○	○	観光交流課
21	観光施設		○	○	
22	総合体育館	○	○	○	スポーツ課
23	焼津体育館	○	○	○	
24	大井川体育館	○	○	○	
25	水夢館	○	○	○	
26	野球場		○	○	
27	陸上競技場		○	○	
28	漁船員テニス場		○	○	
29	田尻スポーツ広場		○	○	

番号	施設名	EA21 認証 登録範囲	第5期実行計 画までの計画 範囲	第6期実行計 画からの計画 範囲	担当課
30	一色水道用地		○	○	スポーツ課
31	青峰プール		○	○	
32	大井川河川敷運動公園		○	○	
33	飯淵グラウンド		○	○	
34	道路河川維持事務所		○		道路課
35	大井川港港湾会館	○	○	○	大井川港 管理事務所
36	大井川港緑地公園		○	○	
37	環境管理センター小屋敷	○	○	○	下水道課
38	環境管理センター大覚寺	○	○	○	環境課
39	田尻最終処分場		○	○	
40	柵宜島配水場	○	○	○	水道工務課
41	中新田配水場	○	○	○	
42	上泉配水場	○	○	○	
43	六軒屋配水場	○	○	○	
44	汐入下水処理場	○	○	○	下水道課
45	新屋ポンプ場	○	○	○	
46	坂本・すみれ台コミュニティプラ ント		○	○	
47	つつじ平コミュニティプラント		○	○	
48	学校給食センター	○	○	○	学校給食課
49	焼津図書館	○	○	○	図書課
50	大井川図書館	○	○	○	
51	歴史民俗資料館	○	○	○	文化振興課
52	小泉八雲記念館	○	○	○	
53	中央広場		○	○	スマイルライフ 推進課
54	焼津公民館	○	○	○	
55	豊田公民館	○	○	○	
56	小川公民館	○	○	○	
57	東益津公民館	○	○	○	
58	大富公民館	○	○	○	
59	和田公民館	○	○	○	
60	港公民館	○	○	○	
61	大村公民館	○	○	○	
62	大井川公民館	○	○	○	

番号	施設名	EA21 認証 登録範囲	第5期実行計画 までの計画範囲	第6期実行計画 からの計画範囲	担当課
63	焼津文化会館	○	○	○	振興公社
64	大井川文化会館	○	○	○	
65	ディスカバリーパーク焼津	○	○	○	
66	焼津東小学校	○	○	○	教育総務課 学校教育課
67	焼津西小学校	○	○	○	
68	焼津南小学校	○	○	○	
69	豊田小学校	○	○	○	
70	小川小学校	○	○	○	
71	東益津小学校	○	○	○	
72	大富小学校	○	○	○	
73	和田小学校	○	○	○	
74	港小学校	○	○	○	
75	黒石小学校	○	○	○	
76	大井川東小学校	○	○	○	
77	大井川西小学校	○	○	○	
78	大井川南小学校	○	○	○	
79	焼津中学校	○	○	○	
80	大村中学校	○	○	○	
81	豊田中学校	○	○	○	
82	小川中学校	○	○	○	
83	東益津中学校	○	○	○	
84	大富中学校	○	○	○	
85	和田中学校	○	○	○	
86	港中学校	○	○	○	
87	大井川中学校	○	○	○	
88	市立総合病院		○	○	用度施設課
89	サンライフ焼津		○	○	商工課
90	小石川駐車場		○	○	道路課
91	焼津駅北口自転車駐車場		○	○	
92	焼津駅南口自転車駐輪場		○	○	地域福祉課
93	総合福祉会館		○	○	
94	大井川福祉センター		○	○	
95	大井川精神障害者地域活動 支援センター		○	○	地域福祉課
96	養護老人ホーム「慈恵園」		○	○	

番号	施設名	EA21 認証 登録範囲	第5期実行計画 までの計画範囲	第6期実行計画 からの計画範囲	担当課
97	都市公園(指定管理分)		○	○	都市整備課
98	駅前広場		○	○	都市計画課
99	アクアスやいづ		○	○	漁港振興課
100	うみえ〜る		○	○	
101	深層水ミュージアム		○	○	
102	ふれあいギャラリー			○	文化振興課
103	花沢地区ビジターセンター			○	
104	河川・海岸トイレ			○	河川課
105	水防倉庫			○	
106	道路灯			○	土木管理課
107	排水機場・ポンプ場			○	
108	大井川商工業研修センター			○	商工課
109	焼津消防署東分署			○	管財課
110	焼津消防署大井川分署			○	
111	防災備蓄倉庫・防災倉庫			○	地域防災課
112	消防団車庫・詰所			○	
113	旧大井川南幼稚園			○	教育総務課

2 使用した排出係数

項目		排出係数	単位
電気		0.000453 (令和4年1月7日公表の代替値を使用)	t-CO2/kWh
ガス	都市ガス	0.0022340	t-CO2/m ³
	LP ガス	0.0059739	t-CO2/m ³
その他燃料	灯油	0.0024895	t-CO2/ℓ
	A 重油	0.0027096	t-CO2/ℓ
	軽油	0.0025850	t-CO2/ℓ
公用車 燃料	ガソリン	0.0023217	t-CO2/ℓ

【参考：CO2 換算の方法】

二酸化炭素排出量 = 活動量 × 排出係数

(例) 電気の場合は、電気使用量 (kWh) × 0.000453 で算出される

化石燃料などを単位量燃焼させた場合や、電気を単位量供給した場合に、どれだけの温室効果ガスを排出するかを係数で表したものを。

3 用語解説

ア行

◆エコドライブ (11 ページ)

エコドライブとは、低燃費で安全を考えた運転のことです。警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成するエコドライブ普及連絡会は「エコドライブ 10 のすすめ」を策定し、普及啓発を行っています

～エコドライブ 10 のすすめ～

1. 自分の燃費を把握しよう
2. ふんわりアクセル「e スタート」
3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
4. 減速時は早めにアクセルを離そう
5. エアコンの使用は適切に
6. ムダなアイドリングはやめよう
7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
8. タイヤの空気圧から始める点検・整備
9. 不要な荷物はおろそう
10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう

ECO DRIVE

出典：経済産業省、環境省

◆SDGs 17の持続可能な開発目標 (3 ページ)

目標1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

目標2. 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

目標5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う

目標6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

目標8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

目標9. 産業と技術革新の基礎をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

目標 10. 人や国の不平等をなくそう

各国内および各国間の不平等を是正する。

目標 11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

目標 12. つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する。

目標 13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

目標 14. 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

目標 15. 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

目標 16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

目標 17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：国際連合広報センターホームページ「持続可能な開発目標」

カ行

◆カーボン・オフセット（14 ページ）

日常生活や経済活動で排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を認識し、主体的に削減努力を行うとともに、削減が困難な温室効果ガス排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等に投資したり、活動等を実施したりすることにより、その排出量の全部または一部を埋め合わせするという考え方のこと。

サ行

◆J-クレジット（14 ページ）

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

◆食品ロス（13 ページ）

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。日本の食品廃棄物等は年間約 2,531 万トンで、その中で「食品ロス」の量は年間約 600 万トンにも及ぶ(2018 年度推計値)。

タ行

◆中水道（14 ページ）

生活排水や産業排水を処理して循環利用するものを指す。その用途は、例えば水洗トイレの用水、公園の噴水など、人体と直接接しない目的や場所で用いられる。

◆デマンド監視装置（14 ページ）

電気の使用量を常時監視し、設定した目標値を超過しそうになると、警報で知らせる装置のこと。デマンド監視装置の導入により、「電力使用量の見える化」ができ、契約電力値を超過しないよう電力の効率的利用を行い、消費電力や二酸化炭素排出量の削減を図る。また、「電力使用量の見える化」によって、電気料金の削減にもつながる。

ナ行

◆ノーカーチャレンジ（11 ページ）

通勤における自動車及びオートバイなどの使用を自粛し、代わりに電車やバスなどの公共交通機関や自動車の相乗り、自転車及び徒歩などで通勤することで、二酸化炭素排出量の低減を目指す取組。

4 参考とした資料

- 地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(本編)
(平成 29 年 3 月 環境省総合環境政策局環境計画課)
- 地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(事例集)
(令和3年2月 環境省大臣官房環境計画課)
- 地球温暖化対策計画(令和3年 10 月 22 日閣議決定) 環境省
- 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン
(平成 29 年 3 月 環境省総合環境政策局環境計画課)
- 環境省「温室効果ガス排出抑制等指針に関する専用ホームページ」内に掲載された温室効果ガス排出抑制等指針 業務部門対策メニュー
<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ghg-guideline/>
- 環境省ホームページ「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」内に掲載された算定方法及び排出係数一覧表
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>
- 環境省ホームページ「COOL CHOICE とは」
<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/about/>
- 環境省ホームページ「カーボン・オフセット」
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html
- 環境省ホームページ「ECO DRIVE」
<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/ecodriver/>

- 環境省ホームページ「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」
<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>
- 経済産業省ホームページ「「エコドライブ 10 のすすめ」を改訂しました」
<https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200127004/20200127004.html>
- 経済産業省ホームページ「J-クレジット制度」
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyouseizai/japancredit/index.html
- 農林水産省ホームページ「食品ロスとは」
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokulossl/1612274.html>
- 国際連合広報センターホームページ「2030 アジェンダ」、「持続可能な開発目標」
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

焼津市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

-第6期計画-

2022年3月改定

発行
編集

焼津市

市民環境部 環境課 環境政策担当

〒425-8502 焼津市本町二丁目 16 番 32 号

電話 054-626-2153